様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月7日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事　　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	三重県
3. 市区町村名	度会町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.watarai.lg.jp/contents_detail.php?co=ser&frmld=1658

執行機関名　度会町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	度会町福祉医療費の助成に関する条例(平成13年条例第12号)による一人親家庭等の母又は父及び児童の医療費の受給資格の認定及び更新事務
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		度会町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第一　第2の項 度会町福祉医療費の助成に関する条例(平成13年条例第12号)による一人親家庭等の母又は父及び児童の医療費の受給資格の認定及び更新事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法第1条	度会町福祉医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第一条　この条例は、障がい者、一人親家庭等の母又は父及び児童並びに子どもの医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		度会町福祉医療費の助成に関する条例(平成13年条例第12号) 度会町福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成13年規則第14号)